

重要

令和2年6月12日

各居宅介護支援事業所管理者 様

社会福祉法人 優輝会
指定通所介護事業所 恵珠苑
生活相談員 川原 正明
電話 (095) 828-1332

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス 事業所の臨時的な介護報酬の取り扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、当事業所運営につきましては、ご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年6月1日厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第12報）」が発出されました。今回、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応を適切に評価するとし、臨時的な介護報酬が算定できるようになりました。今後も引き続き感染症対策に係る業務及び諸経費の負担増への対応や、安定したサービス提供を継続していくため、今回の臨時的な介護報酬算定を実施させていただくこととなりましたのでお知らせ致します。

敬具

参考：厚労省 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第12報）介護保険最新情報 vol.842

●ご利用者様・ご家族様には、当事業所より説明・同意について、ご案内開始しています。

●算定開始：令和2年7月1日実績より～

●誠に勝手なお願いではありますが、予めサービス利用票・提供票を作成される場合に、利用4回分を2区分上位の報酬区分として予定していただきますようお願い申し上げます。

概ねひと月 基本単位に61単位～644単位が加算されることとなります。

（増加単位数は、要介護度や利用回数・ご利用時間によってそれぞれ異なります。）

【例】要介護3、月12回利用、7時間～8時間を基本サービスとする方の場合

8回分は通常区分（7時間8時間）残り4回を9時間以上10時間未満の区分で予定を立ててください。⇒887単位が8回・952単位が4回となります。

質問などありましたら、生活相談員 川原までご連絡ください。

以上